

# 高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム(弁護士・社会福祉士)の活用を — “その人が、その人らしく” を目指し虐待対応を機敏に・適切に—

虐待対応専門職派遣チーム { 長野県弁護士会 (高齢者・障害者総合支援センター)  
長野県社会福祉士会 (虐待対応委員会)

## 1 派遣趣旨

高齢者・障害者虐待防止法の理念に基づき、県内の市町村が受理した高齢者・障がい者等への虐待(疑いを含む)について、その具体的な対応と体制整備等の支援(アドバイス等)を行い、権利擁護の推進に寄与することを目指します。

## 2 派対象

市町村行政(地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター)  
(「高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業実施要綱」による)

## 3 派遣手続き

市町村が派遣を依頼する場合は、「専門職チーム」事務局にご連絡ください。

※ 派遣日時等を調整後、市町村は派遣依頼書を事務局に提出します。

## 4 派遣内容

専門職チームは、管理職が出席するケース会議、事例検討会等で助言・指導を行います。

※ チームは、直接虐待者への対応及び電話やFAX、メールでの相談は行いません。

※ チーム派遣のため、一方の専門職のみの派遣には応じられません。

## 5 派遣費用

① 報酬 専門職1人-1時間当たり10,000円(超えた場合30分毎に1人5,000円)+消費税

② 交通費 交通費実費(車の場合有料道路代及び路程1km当たり各自治体の旅費規程による)

③ 事務手数料 派遣1回につき2,000円

※ 高齢者虐待については、長野県が「高齢者虐待対応伴奏支援事業」により予算の範囲内で負担します。

## 6 専門職チームの方針

① チームとして助言

2つの異なる専門職の視点と発想で、客観的に助言を行い(弁護士:虐待対応における法的な枠組に関する助言、社会福祉士:虐待対応の実践方法に関する助言)実効性のある役割を果たします。

② アドバイザーとして

チームによる助言により、責任主体である市町村が虐待対応に関する力をつけることを目指し、助言者(アドバイザー)として伺います。

③ 個別のケースを通じて

個別の事例を通して、適切かつ具体的な対応策をチームが助言することにより、市町村等の虐待対応力の向上を目指します。

※ 2021年度より、委託契約書を取り交すことなく、実施要綱に基づき派遣が可能となっています。

### 高齢者・障がい者虐待対応専門職派遣チーム事務局

(公益社団法人長野県社会福祉士会事務局内)

〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F

TEL:026-266-0294 FAX:026-266-0339 E-mail:info@nacsww.com

“このケースは虐待かな?、どう対応したらよいか?等々  
**まずは お気軽にご相談ください!**



## 虐待対応専門職チーム派遣 基本的な流れ

